

三重県助産師会安全対策委員会規定

第1条（総則）

本委員会は 一般社団法人三重県助産師会安全対策委員会と称する（以下「委員会」という）
本委員会の事務局は委員長宅に置く。

第2条（目的）

本委員会は会員が、安全に助産業務を遂行する事を目的とする。

第3条（組織・構成）

本委員会は下記に掲げる委員をもって組織される。

委員長： 1名

書記： 1名

会計： 委員長が兼任

尚、安全対策委員の構成員として

理事 1名 助産所部会 4名 保健指導部会 1名 勤務部会 1名 とする。

第4条（任期）

任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

委員は、順次役員となり その役割を果たす。

第5条（責任・権限）

本委員会は安全管理に関わる重要な事項について、最終意志決定である。

決定されたことは理事会で承認を得た後すみやかに実施する。

第6条（役割）

以下の事項に関して、審議又は活動する。

- (1) 助産所の安全管理の徹底を図る。
- (2) 事故防止 事故対応についての審議
- (3) 当委員会による助産所安全管理評価の実施
(日本助産評価機構の基準に添って、助産業務を整備するように促進する。)
- (4) 転院・搬送事例の検討
- (5) ヒヤリ・ハット報告の事例検討、及びその対策を会員に周知徹底する

第7条（委員長・副委員長の職務）

委員長は本委員会を代表し会務を総理する。

第8条（書記の職務）

本委員会の事項書の作成および配布、会議の書記、議事録を作成する。

第9条（会議）

- (1) 1回/2か月 安全対策委員会を定期的を開催する。
- (2) 委員長は状況により、委員会の開催が必要と判断した時には(1)以外にも随時委員を招集し臨時の委員会を開催する。
- (3) 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞く事ができる。

付則

この規定は、平成24年10月1日より施行する